

# 国立大学法人東京医科歯科大学職員の 労働時間、休暇等に関する規則

（平成16年 4月 1日）  
規則第43号

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第36条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「大学」という。）に労働する者の労働時間、休憩、休日及び休暇等に関する事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この規則は、大学に所属する職員のうち、再任用職員及び非常勤職員等を除く職員について適用する。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第41条第2号に定める管理若しくは監督の地位にある職員は国立大学法人東京医科歯科大学管理職手当支給細則（平成18年制定）第2条の表に掲げる職の職務を行う職員（以下「管理監督者」という。）とし、当該職員には第3条から第13条まで及び第14条並びに第23条（第3項を除く。）の規定は適用しない。

3 第1項に関わらず、職員就業規則第5条の2に規定するクロス・アポイントメント制度により雇用される職員の労働時間、休憩、休日及び休暇等に関する事項のうち、他機関との協定書で個別に定める事項については協定書の定めを適用する。

## 第2章 労働時間、休憩及び休日

（所定労働時間）

第3条 職員の1週間の所定労働時間は、学長が別に定める日を起算日とする4週間単位の変形労働時間制によるものとし、平均して1週間当たり38時間45分以内とする。

2 1日の所定労働時間は、7時間45分とする。

（始業及び終業の時刻）

第4条 職員の労働の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

(1) 始業 午前8時30分

(2) 終業 午後5時15分

2 業務の都合上必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、始業及び終業の時刻を変更することがある。

3 次の各号のいずれかに該当する職員については第1項の規定にかかわらず、始業及び終業の時刻を変更することができるものとする。

(1) 小学校就学前の子の養育を行う職員

(2) 国立大学法人東京医科歯科大学介護休業等規則（平成16年規則第34号）第4条

第1項に規定する要介護状態にある対象家族（以下「要介護者」という。）を介護する職員

4 前項の始業及び終業の時刻の変更については、別に定める。

（時差出勤）

第4条の2 前条の規定に関わらず、原則として、希望日の1ヶ月前までに職員から申出があった場合に、業務の正常な運営に支障がないと認めるときは、始業及び終業の時刻の前後1時間の範囲において、始業及び終業の時刻を30分単位で変更することができるものとする。

（休憩時間）

第5条 職員の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

2 業務の都合上必要があると認められる場合においては、前項の規定にかかわらず、休憩時間の時間帯を変更することができる。

（休日）

第6条 職員の休日は次のとおりとする。

(1) 週休日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に規定する日を除く。）

(4) その他学長が指定した日

2 前項第1号の週休日は、土曜日及び日曜日し、法定休日は日曜日とする。

3 第1項第1号の週休日には、所定労働時間を割り振らないものとする。ただし、法定休日（労基法第35条の休日をいう。以下同じ。）を除く週休日については、1日の所定労働時間の一部を割り振る場合がある。

4 職員は、第1項第2号から第4号までの休日には、特に労働を命ぜられる者を除き、所定労働時間においても労働することを要しない。

（特別の形態によって労働する必要のある職員）

第7条 業務の都合上、特別の形態によって労働する必要のある職員については、第3条第2項及び第4条から前条までの規定にかかわらず、1日の所定労働時間、始業及び終業の時刻、休憩時間並びに週休日を別に定める。

（裁量労働制）

第8条 業務の性質上必要があると認められる職員については、みなし労働時間によることがある。

2 前項のみなし労働時間に必要な事項については、労基法第38条の3に定める労使協定の締結、又は労基法第38条の4に定める労使委員会の決議によるものとする。

（事業場外の労働）

第9条 職員が、出張その他大学の職務を帯びて大学外で労働する場合であって、労働時間を算定しがたいときは、所定労働時間を労働したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために、通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす。

(時間外・深夜・休日労働)

- 第10条 業務のため、臨時又は緊急の必要がある場合は、第3条から第8条までの規定にかかわらず、所定労働時間を超える労働又は所定休日における労働を命ずることがある。この場合において、法定労働時間（労基法第32条から第32条の4までの労働時間をいう。以下同じ。）を超える労働又は法定休日における労働については、本学は職員の過半数を代表する者と労基法第36条第1項の時間外及び休日の労働に関する協定を締結し、これを、あらかじめ所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。
- 2 3歳に満たない子の養育又は要介護者の介護を行う職員が、当該子を養育又は当該要介護者を介護するために請求したときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させてはならない。
- 3 小学校就学前の子の養育又は要介護者の介護を行う職員が、当該子を養育又は当該要介護者を介護するために請求したときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて法定時間外労働（法定労働時間を超える労働をいう。）をさせてはならない。この場合、1月については一の月の初日から末日をいい、1年については第1項後段の協定の有効期間をいう。
- 4 小学校就学前の子の養育又は要介護者の介護を行う職員であって、次の各号のいずれにも該当しない者が、当該子を養育又は当該要介護者を介護するために請求したときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）において労働させてはならない。
- (1) 当該請求に係る深夜において、常態として当該子を養育することができる当該子の又は当該要介護者を介護することができる当該要介護者の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する場合における当該職員
- イ 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること
- ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子養育又は対象家族を介護することが困難な状態にある者でないこと
- ハ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない者でないこと
- (2) 所定労働時間の全部が深夜にある職員

(時間外労働の休憩)

- 第11条 第7条に規定する特別の形態によって労働する必要がある職員のうち休憩時間が1時間未満の者に対して、前条第1項の規定により時間外労働を命じる場合に、1日の労働時間が8時間を超えるときは、1時間の休憩時間を労働時間の途中に置くものとする。

(災害時の労働)

- 第12条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、その必要の限度において、所定労働時間を超える労働又は所定休日における労働を命ずることがある。
- 2 前項の場合において、法定労働時間を超える労働又は法定休日における労働については、労基法第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。

(休日の振替及び代休)

- 第13条 第6条及び第7条に規定する休日に労働することを命じた場合の振替及び代休

については、別に定める。

(管理監督者の代休)

第13条の2 管理監督者に対して、第6条及び第7条に規定する休日に労働を命じた場合は、当該日の翌日から4週間以内に代休を与えることができる。

### 第3章 宿日直労働

(宿日直)

第14条 職員は、所定労働時間以外の時間及び第6条及び第7条に規定する休日に、宿直又は日直の労働で断続的な業務(以下「宿日直労働」という。)を命ぜられることがある。

2 宿日直労働の取扱いについては、「国立大学法人東京医科歯科大学の宿日直勤務に関する細則」による。

### 第4章 休暇等

(休暇の種類)

第15条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

2 前項の休暇は、有給とする。ただし、別に定める場合は、この限りではない。

(年次有給休暇)

第16条 年次有給休暇は、一の年度(4月1日から翌年の3月31日までの一年度をいう。以下同じ。)における休暇とし、その日数は、労基法第39条第1項及び第2項の規定にかかわらず、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とし、第4項に定める場合を除き、当該年度の初日又は雇用の日が付与する。

(1) 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 23日

(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年度の中途において、新たに職員となる職員 その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数

(3) 当該年度の前年度において大学以外の別に定める機関に在職していた者であって引き続き当該年度に新たに職員となったものその他別に定める職員

当該大学以外の機関における在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、46日を超えない範囲内で別に定める日数

2 本学の非常勤職員等を退職後、引き続き職員となった場合、退職前の年次有給休暇の残日数を引き継ぐものとする。

3 前項により退職前の年次有給休暇の残日数を引き継いだ職員のうち、次に掲げる職員については第1項第2号の年次有給休暇を付与しない。

(1) 本学の非常勤職員等在職時の4月1日に年次有給休暇を付与された職員

(2) 本学の非常勤職員等在職時の10月1日に年次有給休暇を付与された職員のうち、10月2日から3月31日に新たに職員となる職員

4 新たに職員となった年度を除き、前年度における出勤日数が全労働日の8割に満たない場合には、年次有給休暇を付与しない。

5 前項、次項及び第7項における「全労働日」とは第6条及び第7条に規定する休日、

正当な労働争議によって就労しなかった日、不可抗力による休業日、使用者側に起因する経営・管理上の障害による休業日、労働しないことの承認を受けた期間及び就業を禁止された日を除く全ての労働日とする。

- 6 出勤日数の算定にあたっては、年次有給休暇、特別休暇、生理休暇、業務上傷病による病気休暇、職員就業規則第14条第1項第2号並びに第3号に定める休職期間、業務上傷病による休職期間、育児休業期間、介護休業期間、配偶者同行休業期間及び前年度途中に新たに職員となった職員の、職員となった日の前日までの期間の全労働日は、これを出勤したものとみなして取扱うものとする。
- 7 本学の非常勤職員を退職後、引き続き職員となった場合の第4項から前項までの適用については、非常勤職員としての全労働日及び出勤日数を、それぞれ職員としての全労働日及び出勤日数とみなして取り扱うものとする。
- 8 職員就業規則第5条の2に規定するクロス・アポイントメント制度により雇用される職員に対する第1項の適用については、同項各号に定める日数に、当該職員の大学における業務の従事割合を乗じた日数（その日数に1日未満の端数が生じたときは、これを1日に切り上げた日数。）とする。

（年次有給休暇の繰り越し）

- 第17条 年次有給休暇（この条の規定により繰り越されたものを除く。）は23日を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数があるときは、これを含めた残日数）を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

（年次有給休暇の時季変更権等）

- 第18条 年次有給休暇は、職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営に支障が生ずると認められた場合には、他の時季に与えることがある。
- 2 年次有給休暇の一部について、労基法第39条第6項の規定に基づく労使協定の定めるところにより、年次有給休暇を与える時季に関する定めをした場合には、これにより年次有給休暇を与える。
  - 3 第16条の規定に基づき年次有給休暇が10日以上付与された職員に対し、付与された年次有給休暇のうち5日について、当該年度の年次有給休暇の付与日から1年以内に、当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。ただし、職員が自ら時季指定して年次有給休暇を取得した場合及び第19条第1項に基づき半日単位で取得した場合においては、当該取得日数分を5日から控除するものとする。

（年次有給休暇の付与単位）

- 第19条 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、年次有給休暇の一部について、労基法第39条第4項の規定に基づく労使協定の定めるところにより、1時間を単位とすることができる。
- 2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、8時間をもって1日とする。

（病気休暇）

- 第20条 病気休暇は、職員が次に掲げる事由のいずれかに該当するため療養する必要がある、その労働しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期

間は、療養のため労働しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

(1) 次号以下に掲げる以外の場合で負傷し又は疾病にかかった場合

(2) 生理日の就業が著しく困難な場合

(3) 職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(4) 国立大学法人東京医科歯科大学における心の健康問題により休業した職員の職場復帰支援に関する要項（平成21年制定）に基づく産業医の意見による勤務の軽減措置を受けることとなった場合

2 前項第1号に定める場合における病気休暇（以下「一般病気休暇」という。）の期間は、同項第2号から第4号の事由による病気休暇を使用した日その他別に定める日（以下「除外日」という。）を除き、連続して次の各号に定める日数（以下「限度日数」という。）を超えることはできない。

(1) 在職期間が5年未満の職員 30日

(2) 在職期間が5年以上10年未満の職員 60日

(3) 在職期間が10年以上の職員 90日

3 一般病気休暇の末日の翌日から2年に達する日までの間（以下「同一通算期間」という。）に同一の病因により、再度の一般病気休暇を使用した場合は、当該再度の一般病気休暇の期間と直前の同一の病因による一般病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

4 一般病気休暇を取得し、当該一般病気休暇の同一通算期間に、同一の病因により、一般病気休職（職員就業規則第14条1項第1号に定める事由による休職をいう。以下同じ。）となる場合は、当該再度の一般病気休職の復職日を当該病因に係る同一通算期間の新たな起算日とする。

5 複数の同一通算期間中に1日の所定労働時間のすべてを欠勤した場合については、当該欠勤の翌日を全ての同一通算期間の新たな起算日とする。

6 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の労働しない日は、第2項から前項までの規則の適用については、一般病気休暇を使用した日とみなす。

7 同一通算期間にある週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の労働しない日（以下、本項において「週休日等」という。）に、引き続いて、当該同一通算期間と同一の病因により一般病気休暇を使用する場合の週休日等は、直後の一般病気休暇と連続して一般病気休暇を取得したものとみなす。

8 第15条第2項の規定にかかわらず、第1項第4号の事由により勤務の軽減措置を開始した日から100日を経過した後も引き続き同様の措置を受ける場合は、無給とする。

9 本条第1項第1号に定める一般病気休暇については、職員就業規則第8条第1項前段に定める採用の場合の試用期間中の職員には適用しない。

（特別休暇）

第21条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が労働しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間は事由ごとに別に定める期間とする。

（病気休暇及び特別休暇の付与単位）

第22条 病気休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分とする。ただし、一般病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする一般病気休暇を使用した日は、

- 1 日を単位とする一般病欠休暇を使用した日として取り扱うものとする。
- 2 特別休暇の単位等は、別に定める。

(時間外労働代替休暇)

第22条の2 給与規則第23条第2項の規定により時間外労働手当を支給すべき職員に対して、当該時間外労働手当の一部(給与規則第23条第2項の規定により、同条第1項に定める割合より割増しされた割合部分に相当する手当をいう。)の支給に代わる措置の対象となるべき休暇(以下「時間外労働代替休暇」という。)を次項に規定する期間内にある所定労働日に与えることができる。

- 2 前項の規定に基づき時間外労働代替休暇(同項に規定する時間外労働代替休暇をいう。以下同じ。)を与えることができる期間は、給与規則第23条第2項に規定する60時間を超えて労働した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。
- 3 時間外労働代替休暇を与える場合には、前項に規定する期間内にある所定労働日に割り振られた所定労働時間のうち、時間外労働代替休暇を与えようとする時間外労働手当の支給に係る60時間超過月における給与規則第23条第2項の規定の適用を受ける時間(以下この項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を与えるものとする。

(1) 給与規則第23条第1項第1号に規定する労働にかかる時間

当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与規則第23条第1項第2号に規定する労働にかかる時間

当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

- 4 前項の場合において、時間外労働代替休暇は、半日又は1日(年次有給休暇の時間に連続して時間外労働代替休暇を与える場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外労働代替休暇を合計した時間数が半日又は1日となる時間)を単位として与えるものとする。
- 5 職員があらかじめ時間外労働代替休暇を希望しない旨申し出た場合には、時間外労働代替休暇を与えないものとする。
- 6 時間外労働代替休暇を与えられた職員は、当該時間外労働代替休暇には、所定労働時間においても労働することを要しない。
- 7 前6項に定めるもののほか時間外労働代替休暇に関し必要な事項については、労基法第37条第3項に定める労使協定によるものとする。

(労働しないことの承認等)

第23条 職員は、休憩時間、休日又は休暇のほか、別に定めるところにより、一定の期間につき労働しないことの承認を受けることができる。

- 2 前項の期間の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分とする。

- 3 国立大学法人東京医科歯科大学職員安全衛生管理規則(平成16年規則第47号)第37条第1項各号(就業を禁止しなければならない者)に該当すると認められる職員は、その旨を速やかに届出るものとする。

第5章 雑 則

(労働時間の管理の方法)

第24条 職員の労働時間の管理の方法については、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に一般職の職員の勤務時間、休暇に関する法律(平成6年法律第33号)の適用を受けていた職員が、引き続き職員となった場合における年次有給休暇の残日数、病気休暇及び特別休暇の取得日数については、施行日においてこれを継承するものとする。

附 則(平成17年3月11日規則第13号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月30日規則第24号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成17年12月21日規則第29号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第5号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則(平成19年4月20日規則第8号)  
この規則は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。  
附 則(平成21年3月31日規則第25号)  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則(平成22年3月23日規則第30号)  
この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の規則別表第1中チューデントセンターについては、平成21年10月1日から適用する。  
附 則(平成22年3月23日規則第32号)
- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前に付与された年次有給休暇の繰り越しについては、改正後の第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、1日未満の端数があるときは、これを含めた残日数を繰り越すものとする。
- 3 この規則の改正後の規則別表第1中チューデントセンターについては、平成21年10月1日から適用する。  
附 則(平成22年6月30日規則第52号)  
この規則は、平成22年6月30日から施行する。  
附 則(平成23年3月31日規則第28号)
- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行し、改正後の第20条の規定は、施行日以後に使用した病気休暇について適用する。
- 2 この規則の施行日前から引き続き改正後の第20条第1項第4号に該当する病気休暇を使用している場合の病気休暇の取扱いは、前項の規定にかかわらず、当該病気休暇使用開始日より改正後の第20条第12項の規定を適用する。  
附 則(平成25年3月22日規則第32号)  
この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則(平成26年3月31日規則第23号)
- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条の規定については、平成27年4月1日



から適用する。

- 3 改正前の国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成25年規則第32号。以下この項において「改正前規則」という。）第20条第1項第1号により取得した休暇に対する第20条各項の適用については改正前規則第20条第3項に定める病休等通算判定期間を経過するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日規則第105号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第105号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前から引き続く、採用による試用期間中の者についての改正後の第9条の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年1月11日規則第3号）

この規則は、平成29年1月11日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成31年3月26日規則第43号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月24日規則第64号）

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和元年9月13日規則第101号）

この規則は、令和元年9月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表第1（第16条）

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	5日
1月を超え2月に達するまでの期間	6日
2月を超え3月に達するまでの期間	8日
3月を超え4月に達するまでの期間	10日
4月を超え5月に達するまでの期間	11日
5月を超え6月に達するまでの期間	13日
6月を超え7月に達するまでの期間	15日
7月を超え8月に達するまでの期間	16日
8月を超え9月に達するまでの期間	18日
9月を超え10月に達するまでの期間	20日
10月を超え11月に達するまでの期間	21日
11月を超え1年未満までの期間	23日